

令和元年6月19日現在

機関番号：12102

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K12975

研究課題名(和文)北アフリカにおける会社法 シャリーアとの関連において

研究課題名(英文)Companies legislation in north African countries in the context of sharia

研究代表者

弥永 真生 (Yanaga, Masao)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授

研究者番号：60191144

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：北アフリカ、とりわけ、チュニジアにおける会社関連法制について調査研究を行うと同時に、イスラーム圏における会社関連法制にシャリーアが影響を与えていると考えられるのかどうか、どのような影響を与えているのかについて調査し、分析を行った。併せて、シャリーアによれば、現代会社法の基本概念である法人及び(社員の)有限責任はどのように評価されるのか、許容されるのかについて検討を加えた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

北アフリカ諸国における会社法制(会計・監査制度を含む)をとりあげた日本でははじめての研究成果であると考えられる。また、北アフリカ諸国はフランスの影響を受けつつ、他方では、イスラーム圏に属することから、シャリーアが法制にどのような影響を与えているかは重要である。会社法制に対して、現実にはほとんど影響を与えていないと評価できそうであるが、理論的には、現在の法制とシャリーアとの衝突の可能性がありうることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：While we undertook research on company-related legislation in North African countries, in particular Tunisia, we also investigated whether it is considered that Shari'a has affected the company-related legislation in the Islamic dominated countries and analysis was carried out on what kind of influence it has. Moreover, we examined how corporation (legal personality) and limited liability (of members), which are the basic concepts of a modern company law, are seen and whether they are acceptable according to Shari'a.

研究分野：会社法

キーワード：会社法 イスラーム法 北アフリカ 法人 有限責任

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、社会的にアフリカが注目されているにもかかわらず、国内には、とりわけ、北アフリカ諸国の法制、なかんづく、会社法制については包括的な先行研究が存在しないことはもちろんのこと、国外においても、アラビア語文献を別とすれば、散発的なフランス語文献はあるものの、詳細な英語文献は存在しなかった。

(2) 北アフリカ諸国の世俗法(=制定法)は、旧宗主国の法律及びシャリーアの影響を受けている可能性があることは容易に想像がつくが、ほんとうにそうなのか、もし相違点があるとすれば、それはどのような点においてなのかなどの具体的な調査・研究はこれまで行われてこなかった。

(3) シャリーアについては、すでに優れた研究が存在していたが、学術的な先行研究としては歴史的研究が多かった。しかも、現代の法律問題としては、家族法や基本的人権をめぐる研究が多く、民事法分野ではいわゆるイスラーム金融についての研究、それ以外については、せいぜい、取引法についての研究がほとんどであった。

2. 研究の目的

日本においては、これまで十分に把握されてこなかった北アフリカにおける企業環境としての法制度についてのより包括的な研究の端緒を得ることを目指して、チュニジアを含む北アフリカに所在する複数のイスラーム圏諸国の会社法を調査し、その特徴を把握しようとするものである。

第1に、北アフリカ諸国の会社法制について具体的な調査・研究を行い、旧宗主国の法律及びシャリーアの影響を受けている可能性があることは容易に想像がつくが、ほんとうにそうなのか、もし相違点があるとすれば、それはどのような点においてなのかを明らかにする。

第2に、株式会社に関連するシャリーアの考え方を概観し、とりわけ、法人格及び有限責任に対するシャリーアの立ち位置を明らかにする。その上で、イスラーム圏における世俗法とシャリーアとの関係を会社法制との関係で整理する。たしかに、国外では、法人格及び有限責任に対するシャリーアの考え方についての論稿は少なからず存在するが、これについては、これまで、日本では紹介されてこなかったように見受けられる。そこで、これまでのわが国におけるイスラーム圏諸国における法状況についての研究に新たな知見を加えることを目指す。

第3に、ムスリムが相当数存在し、経済活動の推進に積極的であり、かつ、英国法の影響を強く受けている可能性があるマレーシアの法制と中東及び北アフリカに所在する(世俗法はフランス法の影響を受けている可能性が高い)イスラーム法諸国の会社法とを比較し、後者の特徴をあぶりだす。これによって、本研究は、これまで研究対象とされてこなかった北アフリカにおける会社法の実情を把握し、同様にイスラーム圏である中東諸国における会社法(エジプトを含む複数の国を想定している)やマレーシア会社法との比較を通じて、その特質を明らかにする点で、初めての研究となると考えられる。また、シャリーアの考え方が世俗法である会社法に何らかの影響を与えているかどうかを併せて分析する。

3. 研究の方法

研究目的を達成するための手法としては、文献の収集・分析及び調査対象国でのインタビュー等が中心となった。ただし、パイロット・テスト的な研究であるので、主としてフランス法の影響を受けているチュニジアに加え、1~2つの北アフリカ諸国(エジプトその他)を調査対象とし、これと対照するためにマレーシアという英国法の影響を受けている国及びドバイ(またはそれ以外のUAE)という中東諸国とを対象国として選定した。エジプトは伝統的なイスラーム法の議論の蓄積を有するのに対し、UAEは新興の金融市場を有しており、異なったアプローチを採用しているからである。

具体的には、まず、北アフリカ諸国の世俗法(=制定法)及びイスラーム法関連の英語文献を中心に収集し、分析をするが、あわせて、北アフリカ諸国の世俗法に関するフランス語文献・アラビア語文献等も収集し、必要部分については、翻訳を依頼して、効率的に問題点を把握した。そのうえで、重要な関連文献を発見し、さらに文献の収集を進めた。イスラーム法の研究に関して先進国であるイギリスの研究機関を訪問し、資料を収集した。

続いて、法人、ワクフ及び責任に関するものを中心にイスラーム法に関する文献・資料も収集し、とりわけ、エジプト及びドバイをはじめとするUAEにおけるイスラーム法の理論と実務に関する文献・資料を収集し、アラビア語文献については、必要に応じて、翻訳を依頼して、効率的に問題点を把握した。また、チュニジアを訪問し、法律事務所等でインタビューを行ったほか、資料収集を行った。

4. 研究成果

(1) シャリーアの商事法に対する影響

たしかに、イスラーム圏諸国の通商がヨーロッパにより支配されることとなり、当該地域は徐々にヨーロッパによる政治的支配も受けるようになり、その結果、家族法を除くすべての分野で、シャリーアを「驚くほどの速さと徹底さをもって放棄する」ことにつながったという指摘がある。しかし、商取引につきシャリーアが有する意義は、イスラーム圏諸国の間でも異なる。レバノン、シリア及びエジプトのように広く西欧の法系(フランス法)に従っている国、

サウジアラビア、オマーン及びイエメンのように法典をもっているものの、それらは主としてシャリーアに基づくものである国、1990年当時のイラク、ヨルダン及びリビアのように商事法は西欧化されているものの、「契約の締結にはシャリーアが適用され、商事でない利息付きの貸し付けが禁止され、契約の効力を修正する付款が認められている中間的な国があると指摘されてきた。の国々の民事法は、の国の民事法よりもシャリーアに従っていると指摘されていることからすれば、たとえば、チュニジアやモロッコのような北アフリカの国々はのカテゴリーに属すると考えられる。

ここで注意を要するのは、民事法と商事法を厳格に峻別することはできないという点である。たとえ、商事法典と民事法典とが分かれており、非商事法のみをシャリーアに従ったものとするとしても、商事法をその環境から完全に切り離すことはできないからである。すなわち、民事法が基本法（一般法）であると位置付けると、商事法は民事法に規定を追加したり、修正を加えたものとして制定され、結局、シャリーアの影響から自由ではあり得ないのである。とはいえ、調査した限りでは、商事法に関する限り、西欧法を継受する過程において、シャリーアとの抵触が問題視されることは、ほとんど、みられなかった。

たしかに、イスラーム圏諸国では、その憲法において、シャリーアが優先する旨を明示的に定めていることも少なくない。たとえば、エジプトでは、1971年改正により、憲法の2条に、「イスラームのシャリーアの諸原則は、立法の主要な源泉の一つである」という規定（法（立法）の源泉条項）が追加され、1980年改正により、「主要な源泉」に定冠詞が付され、「イスラームのシャリーアの諸原則は、立法の唯一の主要な源泉の一つである」とされた。もっとも、この1980年改正によりシャリーアに反する（と考えられる）既存の法規規定が当然にすべて無効になったと解されているわけではなく、憲法2条の1980年改正は遡及効を有しないという根拠に基づき、最高憲法裁判所は、遅延利息の支払義務を定めた民法226条は利息を禁止するシャリーアに反し違憲・無効であるという主張を退けた。また、クウェートでも、付利を認める商法典100条及び113条の規定は憲法2条に違反するとして、無効の宣言を求める訴えが提起されたが、憲法裁判所は、その請求を棄却した。憲法裁判所は、法（立法）の源泉条項である憲法2条の創設の際の立法趣意書をふまえて、2条によれば、シャリーアは法源の1つであって、唯一の法源ではないとした。

なお、エジプト以外の北アフリカ諸国においては、法（立法）の源泉条項は一般的ではない。たとえば、チュニジアでは、2014年憲法に至る過程で法（立法）の源泉条項を入れることが検討されたものの、そのような規定は設けられなかった。2011年モロッコ憲法はイスラーム教を国教と定めるものの、法（立法）の源泉条項は設けられていない。1989年アルジェリア憲法もイスラーム教を国教と定めているが、法（立法）の源泉条項は設けられていない。もっとも、1991年モーリタニア憲法の前文は、イスラームの基本原則は唯一の法源であると規定している。

また、調査した限りにおいては、シャリーアの復活という観点から、現代的な会社を認めないという方向の改正がなされたという事例は見当たらなかった。すなわち、たとえば、イラン商法典も株式会社を認めている。スーダンでは、1985年にイスラーム・クーデターが起き、さまざまなイスラーム的な立法がなされたが、1925年会社法は株式会社を認めていたし、2015年会社法も認めている。同様に、イラクにおいては、2005年にイスラーム主義者が政権を獲得した後、1997年会社法は株式会社や有限会社を認めている。シャリーアが民事には適用されることを前提として、民法典を制定していない数少ない国の1つであるサウジアラビアにおいてすら、会社規則は有限責任を認めてきたし、2015年に官報で公布された（新）会社規則も株式会社や有限会社を認めている。

もっとも、シャリーアとの関係では、会社の法人格や（社員の）有限責任が認められるか（株式会社が認められる）どうかについて論争があり、株式会社に關するものを含む、商事に関する現在の制定法に対して、シャリーアの死と評価する論者も少数ながら存在する。

すなわち、古典的なシャリーアの下でも、さまざまなタイプの組合（*sharikat/shirkat*）や投資組合（*mudarabat/qirad*）が存在していたが、これらは法人格を有していなかった。そして、法人格という概念を観念した議論もなされていなかったが、シャリーアの下で現代において法人が有する特性を有するような社団または財団に相当するものを認める制度が存在していたかどうかについては議論の分かれるところである。たとえば、ワクフ（*waqf*）、国庫（*bayt al-mal*）、モスク、事業を行う許可を与えられた奴隷（*'abd ma' dhun*）、*aquila*（その構成員のために、損害賠償する義務を負う社団）は法人格を有していたとする見解があるが、これらを否定する見解もある。また、古典的なイスラーム社会においては、有限責任は認められていなかったという見解が通説的である。

とはいえ、伝統的なイスラーム法における組合は、小規模で特定の商業上の目的のために組成され、現代の企業よりもジョイント・ベンチャーに多くの点で類似していた。たとえば、*Udovitch* は、イスラーム法学においては、組合員と第三者との取引はもっぱら組合員相互間の関係という視点からみられていたと指摘している。したがって、シャリーアにおける有限責任の正統性の根拠を古典的なイスラーム社会において有限責任が存在していたことに求めるのではなく、公益/公共善（*maslaha*）とリスクの結果としての利益（*al-kharaj bi al-daman*）に基づいて、有限責任がシャリーアにおいて認められるのかを検討すべきであるという指摘もある。

(2) チュニジアにおける会計及び監査に対する規制

チュニジアにおいては、上場会社であるかどうかを問わず、会社の会計は、企業会計システムに関する 1996 年 12 月 30 日法律第 112 号によって規律されている。2010 年初頭に、チュニジアの所管当局はチュニジアの会計基準を 2014 年までに IFRS に移行するという方針を示したが、現在のところ、IFRS への移行の見通しは不透明であり、上場会社も法令上要求されている財務諸表・連結財務諸表を IFRS によって作成することはできない。

1996 年 12 月 30 日デクレ第 2459 号によって承認された会計の概念フレームワークは、国際会計基準委員会「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(1989 年)と同内容であり、また、チュニジア会計基準第 1 号から第 15 号までが 1996 年 12 月 31 日財務大臣アレテで承認されているが、これらは、当時の IAS2「棚卸資産」、IAS8「収益」、IAS16「有形固定資産」、IAS25「投資の会計」、IAS8「純利益、誤謬及び会計方針の変更」、IAS11「工事契約」、IAS20「政府補助金」、IAS23「借入費用」、IAS10「偶発事象及び後発事象」及び IAS21「外国為替レート変動の影響」ならびに草案 E53「財務諸表の表示」及び草案 E50「無形資産」に沿ったものであった。ところが、その後は、チュニジア会計基準第 35 号から第 39 号(2003 年 12 月 1 日財務大臣アレテにより承認)、チュニジア会計基準第 40 号(2007 年 8 月 21 日財務大臣アレテにより承認)、チュニジア会計基準第 41 号(2008 年 1 月 28 日財務大臣アレテにより承認)、チュニジア会計基準第 42 号(2011 年 3 月 11 日財務大臣アレテにより承認)のみが設定されており、その結果、設定時点における中間財務諸表(IAS34)、研究開発費(IAS9)、連結財務諸表(IAS27)、関連会社への投資(IAS28)、ジョイント・ベンチャーに対する持分(IAS31)、企業結合(IAS22)、関連当事者との取引の開示(IAS24)及びリース会計基準(IAS17)のみが取り入れられている。したがって、たとえば、金融商品：表示(IAS32)、金融商品：認識と測定(IAS39)、金融商品：開示(IFRS7)、金融商品(IFRS9)及び公正価値評価(IFRS13)に相当するものは、チュニジア会計基準には含まれていない。また、キャッシュ・フロー計算書(IAS7)、所得税(IAS12)、セグメント会計(IAS14)、退職給付会計(IAS19)、資産の減損(IAS36)、準備金・偶発負債・偶発資産(IAS37)、投資不動産(IAS40)などの国際会計基準は採り入れられていないし、国際会計基準を改訂した国際財務報告基準(企業結合(IFRS3)、事業セグメント(IFRS8)、連結財務諸表(IFRS10)、共同支配の取決め(IFRS11)、顧客との契約からの収益(IFRS15)、リース(IFRS16))などもチュニジア会計基準には反映されていない。

この結果、チュニジア会計基準は国際的な基準の実質を取り込むことに失敗したと評され、今や、国内基準は、中小企業の必要にのみ合致するように思われると指摘されている。このように、チュニジアにおける会計基準設定がきわめて遅いこと背景には、全国会計審議会が適時に国際的な会計基準を取り込み、関連する会計基準設定活動を行う資源を有していないことが挙げられる。

他方、商事会社は、商事会社法典の規定に従って、会計監査役を選任しなければならないのが原則である。しかし、総資産、税引前総所得及び平均従業員数についての 3 つの規準値(総資産額：10,000 ディナール、税引前総所得：30,000 ディナール、平均従業員数：10 人)のうち 2 つ以上を満たさない場合、及び、直近 2 会計期間において 3 つの規準値のうち 2 つ以上を満たさない場合には、会計監査役を選任することを要しない。総資産額：1,500,000 ディナール、税引前総所得：2,000,000 ディナール、平均従業員数：30 人という 3 つの規準値のうち 2 つ以上を満たす会社は、チュニジア専門会計士協会の名簿に登載された専門会計士から会計監査役を選任しなければならないが、それ以外の場合には、チュニジア会計協会の名簿に登載された会計専門家から選任することもできる。

会計監査役の任期は 3 年であり、再任可能である。しかし、チュニジア専門会計士協会の名簿に登載された者を会計監査役に選任しなければならない会社の場合、会計監査役が自然人である場合には 3 期を超えることはできず、会計監査役がチュニジア専門会計士協会の名簿に登載された専門会計士 3 人以上を有する監査会社の形をとり、かつ、監査報告書の内容について個人的に責任を負う専門会計士及び監査の実施に関与するチームが少なくとも 3 期後にはいったん交替する場合であっても 5 期を超えることはできない。

なお、チュニジア専門会計士協会の評議会により、2017 年 12 月 15 日以降終了する事業年度から、監査上の主要な事項の報告を要求する ISA701 を含む最新版国際監査基準(カナダ勅許会計士協会によるフランス語訳)を強制適用することとされている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 2 件)

(1) 弥永 真生

チュニジアにおける会計及び監査に対する規制

筑波ロー・ジャーナル 23 号, 229-243 頁, 2017 年、査読なし

機関リポジトリなどで公開

https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=46655&file_id=17&file_no=1

<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/02/fa3514b225f7d486e68a3ccaf810dfffa.pdf>

(2) 弥永 真生

北アフリカにおける会社法 シャリーアとの関連において(1) イスラーム圏におけるシャリーアと世俗法

筑波法政 66号, 1-15頁, 2016年, 査読なし

機関リポジトリで公開

<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=37439&file_id=17&file_no=1>

〔その他〕

従来、研究成果の公開に用いていたHPが利用できなくなったため、現時点では、Researchmapの「資料公開」で研究成果を公開している。

<https://researchmap.jp/muy4qf26v-15647/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=252437&metadata_id=9059>

6. 研究組織

(1) 研究分担者

なし

(2) 研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。